第12号様式（第10条関係）

収 入 証 紙 貼 付 欄

令和６年　　月　　日

保健所長　殿

〒　　－

住　　所　大島郡

（法人にあっては，主たる事務所の所在地）　電話　　－　　－

フ　リ　ガ　ナ

氏　　名　　印

（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）

営業許可申請書（ 新 ）

食品衛生法第52条第１項の規定により営業の許可を受けたいので，次のとおり申請します。

営業所の所在地		〒891-9102 大島郡和泊町喜美留545-1　（笠石海浜公園内駐車場）	
営業所の名称，屋号又は商号		第40回花の島沖えらぶジョギング大会	
営業施設の大要		別紙のとおり	
許可番号及びその年月日		営業の種類	備考
		喫茶店（臨時）	令和６年３月10日
申請者の欠格条項	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ，その執行を終わり，執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しないこと。		なし
	食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され，その取消しから起算して２年を経過しないこと。		なし

注１　記載要領
- 字は，インク等を用い，かい書ではっきりと記載すること。
- 許可番号等の欄は，継続許可の場合のみ現に受けている許可番号及びその年月日を記載すること。
- 申請者の欠格条項の欄は，法人にあってはその業務を行う役員を含むものとし，当該事実がないときは「なし」と記載し，あるときはその内容を記載すること。
- 氏名を自筆で記入したときは，押印は省略することができる。

２　添付書類
- 新規許可の場合
  - ア　営業所の案内図又は地図の写し
  - イ　営業設備の構造を記載した図面（図面に営業設備の大要を記載しても可）
  - ウ　法人にあっては登記事項証明書又は定款の写し（提示でも可）
  - エ　水道水以外の水を使用する場合には，水質検査証明書（提示でも可）
- 継続許可の場合
  - 営業許可証（提示でも可）

屋号：

1　営業所の案内図又は地図　　2　営業設備の構造を記載した図面

3　施設の大要

		適否
1　建　物	□　テント　　□木造　　□コンテナ　　□その他(　　)	
2　面　積	□　施設　　㎡	
3　構　造	□　屋根　　□側壁　　□背面	
4　採　光	□人工照明　□　自然光	
5　手洗設備	□　手洗い設備　　□　消毒液	
6　洗浄設備	(必要に応じ)□洗浄設備	
7　保管設備	□　食品用　　□　器具容器用	
8　冷蔵設備	□冷蔵庫　□冷凍庫　□クーラーボックス　□その他(　　) □　温度計	
9　使用水	□　水道水　　□飲用適の水(井戸水，その他　　) □　給水タンク(　40L)　　□　内容量確認可	
10　排水容器	□　排水容器	
11　廃棄物容器	□　蓋付き廃棄物容器	

4　取扱い食品名・調理方法等(下処理場所も含む)

(取扱い食品)
(調理方法)
(下処理場所)

5　備考

審査年月日　　令和　　年　　月　　日

審査員氏名